資料１

第２回委員会での討議概要と計画の修正の要点について

保存活用計画の全体構成

１章 計画策定の沿革・目的
（１）計画策定の背景・目的
（２）計画の対象とする区域
（３）検討の経緯
（４）計画の位置づけ
（５）計画期間、計画の見直し

２章 野幌原始林の概要と本質的価値
（1）指定に至る経緯
（2）野幌原始林の自然環境の特徴
（3）野幌原始林の本質的価値

３章 原始林の現状と課題
（１）保存の現状と課題
（２）活用の現状と課題
（３）整備の現状と課題
（４）運営・体制の現状と課題

４章 保存・活用の各施策について
（１）保存・活用の基本方針
（２）保存管理の施策
（３）活用の施策
（４）運営・体制の整備
（５）現状変更等の取り扱いについて
（６）計画の検証・評価と見直し

野幌原始林の特徴（集約）

野幌原始林の今日的な価値とそれを構成する要素

要素①石狩平野において、原生的な姿を残す森林の一つである

➡ 森林公園とほぼ同等の発達した森林で、平野部のほとんどで失われた森林の姿を残す。

➡ 直径 1m を超える巨木が残る非常に希少な森林である。

要素②多様な樹種からなる発達した森林である

➡ 多様な広葉樹の巨木が現在も生育している。

➡ トドマツは明治以降の管理で増加し、戦後に台風の影響等により減少しているが、現在も一部エリアに生育しており、この森林を特徴づけている。

要素③追加指定地は原生的な森林の拡大・回復において重要である

➡ 追加地には湿性林やミズナラ･コナラ林などの多様なタイプの森林が含まれる

➡ 二次林・非自然林も含まれるが、多くは自然林に推移することが期待される

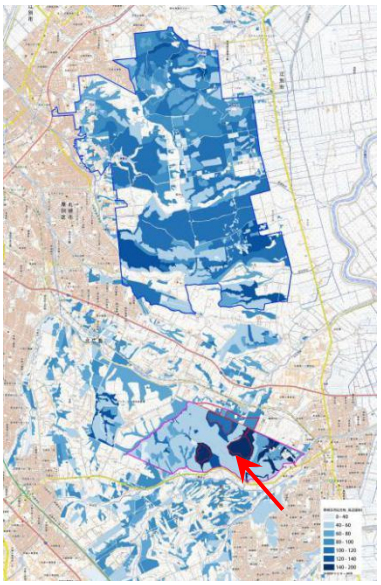

第２回委員会での討議概要と対応

○指定範囲関連

（1）周辺地域に指定範囲北部の市有地も含める形で検討する。　※１章（2）修正

・連絡道路までの市有地部分は追加する。北東部は地権者との協議で対象に含めない。（参考資料①参照）

・これにより追加指定地についても北東部分以外はバッファが周辺地域として確保された形となる。

（2）指定範囲と計画対象範囲（周辺地域）について分けて記述する。　※特に３章４章に追加

・対象となる範囲を明示し、異なる対応の時は別個に示すようにした。

（3）ゾーニングを踏まえて現状や課題について示す必要がある。　※３章４章に追加

・一部について、ゾーニングごとの記載とした。特に幼稚園による教育利用部分については、現状ですでに利用が行われており、これまでと同じ利用による影響がないことを示した。

（4）周辺の森林も含めて考えるのが重要で、国有林もインサイダーと考えて関わってもらう必要がある。
※4 章に追加

・「地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づき適正に管理経営を行う」という基本方針を森林管理署から提示され、計画にも記載している。

・周辺地域の国有林については、対象範囲から除外するように森林管理署より要請があり検討中である。

○活用について

（5）レクリエーションの森は「森林スポーツ林」の指定となっているが、実際の状況を考えると再検討すべきではないか。

・レクリエーションの森については「北広島スポーツ林レクリエーションの森管理運営協議会」（事務局：市教育委員会社会教育課、構成員：市経済部・教育部・企画財政部の７名）における協議に委ねる。

（6）指定地の自然林再生は大きな改変行為とならないように、基本方針では「受動的な再生」とすべきである。　※4 章（1）に補足

（7）４章では、市として今後どう進めるかの姿勢ははっきりさせるべきである。　※4 章（2）-（4）

（8）隣接するボールパーク等も活かして、市外在住者も含めた層への周知や理解深化を進めるべきである。　※4 章（3）

・記載内容に追加する。

○その他

（9）関係する国の施策についてもあげるべきである。　※１章（4）

・森林法等について追記した。

（10）現状変更等の取り扱いについて、これまでの活動も含めて具体的に示す。　※4 章（5）

・過去の現状変更許可の事例 16 例を整理し（参考資料②）、これまでの許可内容を整理した。これをもとに計画に記載する項目案をまとめた。

（11）モニタリング結果等を踏まえての計画見直しは重要である。　※4 章（1）（6）

・方針や計画見直しでの重点的表記をする。

計画の対象範囲について　※1 章（2）

- 本計画の対象範囲となる特別天然記念物の指定地範囲は、北広島市共栄と西の里にまたがる 61.9ha です。そのうち国有林内の 41.7ha は 1921 年（大正 10 年）の指定時から対象範囲となっており、残る 20.2ha は 2019 年（令和元年）に追加指定された範囲となっています。
- **指定地**は国有林が 41.7ha（67%）を占め、北広島市所有地が 17.4ha（28%）、民有地が 2.9ha（5%）となっています。
- 指定地と連続する森林環境など 247.4ha を本計画にかかわりのある**周辺地域**とします。このうちの 212.7ha（86%）が国有林（石狩森林管理署 59,60,61,63 林班）となっています。
- 指定地の植生は大別すると自然林が 88%を占めますが、追加指定地には二次林・植林地・耕作放棄地も小面積含まれています。また、周辺地域の植生は、自然林・二次林・植林地に大きく三分され、指定地と同様の発達した自然林が指定地周辺や東端 61 林班の北広島レクリエーションの森に見られるほか、戦後カラマツやトドマツを植林した人工林、そこに広葉樹が侵入して二次林化した森林が見られます。

(ha)	面積	国有林	北広島市	民有地等
指定地	61.9	41.7 *67%*	17.4 *28%*	2.9 *5%*
既指定地	41.7	41.7		
追加指定地	20.2		17.4	2.9
周辺地域	247.4	212.7 *86%*	25.6 *10%*	9.1 *4%*

- **対象区域は以下のように整理されます。**

指定範囲のゾーニング

①現状で自然林となっており、その保全を第一とする「**森林保全**」ゾーン　51.4ha

②自然林で教育機関が保有し森林教育が実践されている「**森林保全と教育利用**」ゾーン 2.9ha

③現在自然林ではないが今後再生を図っていく「**森林再生と教育利用等**」ゾーン　7.7ha

周辺地域

指定地と連続しているまとまりのある森林環境　247.4ha

計画の対象範囲とゾーニング

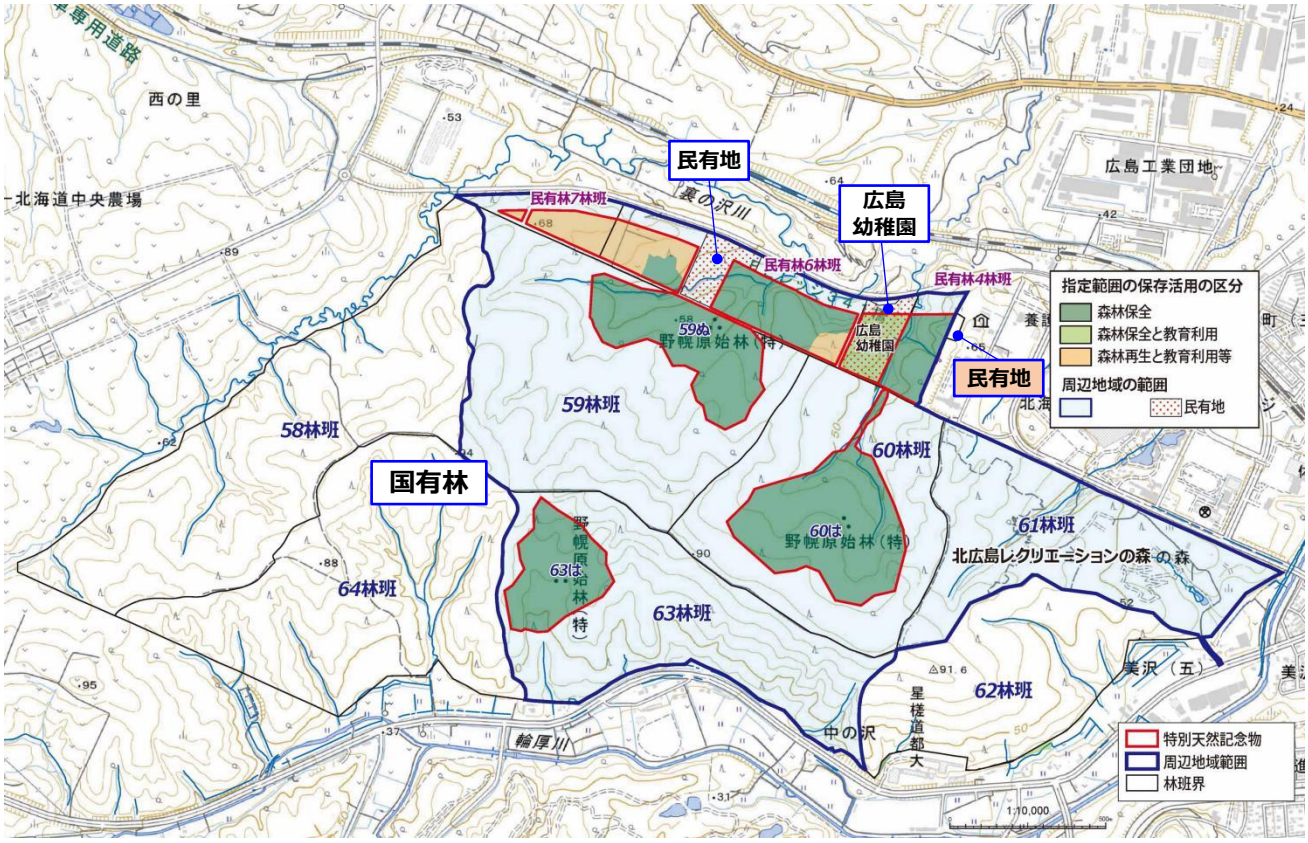

対象範囲とゾーニング

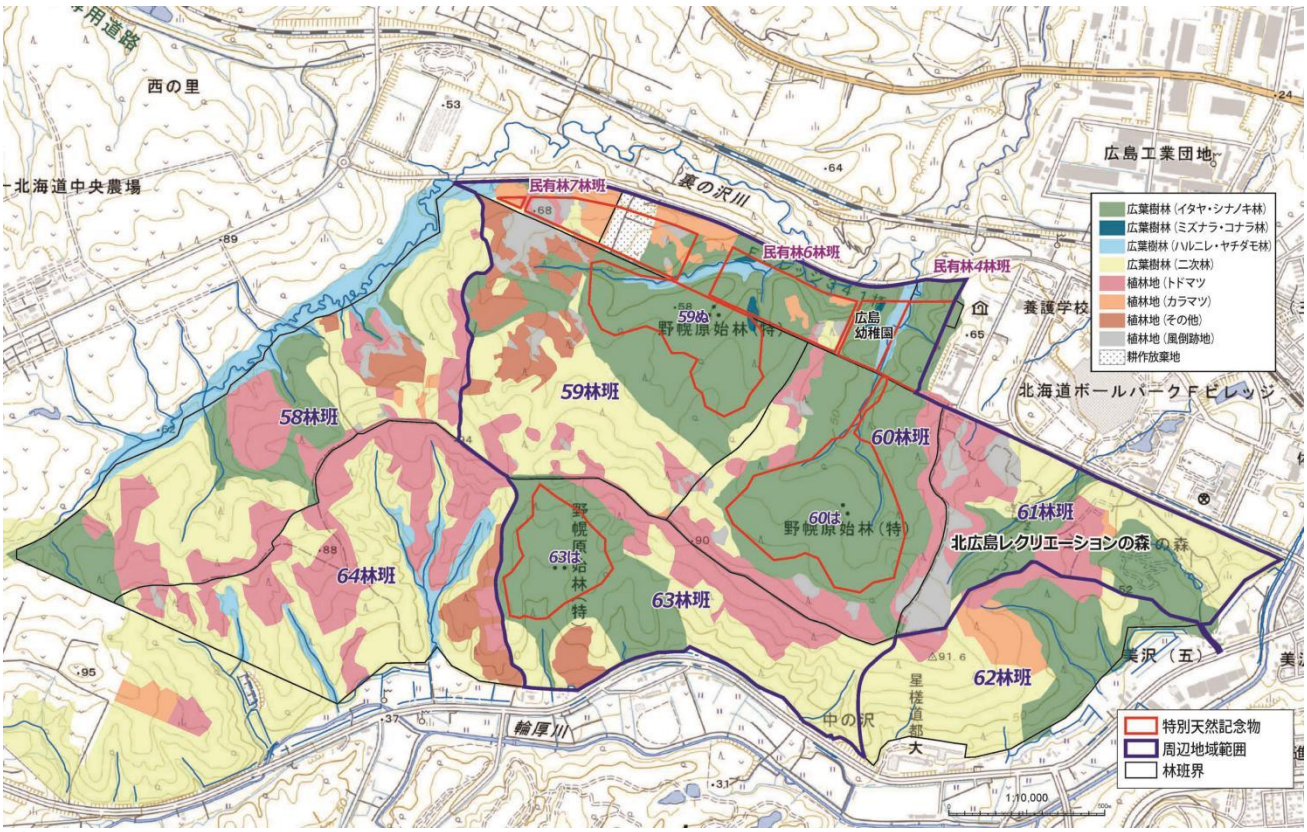

対象範囲の現存植生分布

「4 章 保存・活用の各施策について」の内容修正案

（1）保存・活用の基本方針

・1 章（2）で示した指定範囲のゾーニング、周辺地域、それぞれの現況を踏まえて、それぞれの方針を示す。
・北広島市及び関係機関、市民の取り組み姿勢として表記する。

- **（全域）残されている森林環境の保全（保存）を第一とする**
- **（全域）森林環境が劣化により本質的な価値が失われる危険性がないかモニタリングする。**
- **（森林保全）森林環境が劣化により本質的な価値が失われる危険性があるときは対策を実施する。その際にも大きな改変等を与えないよう、慎重で受動的な手法を用いる。**
- **現在森林環境が失われている箇所については、（土地所有者は）自然林への再生を図るようにする。（森林再生と教育利用等）モニタリングをしながら受動的な手法での再生を慎重に行う。**
- **（全域）活用は、教育的な利用を基本とし、指定地の自然環境の価値や貴重性について理解を深め、森林環境を保全する姿勢・取り組みを育む場となるようにする。**
- **（全域）保存と活用は、科学的及び教育学的な視点から評価を行い、影響や変化をモニタリングしながら行う。**

（2）保存管理の施策

・1 章（2）で示した指定範囲のゾーニング、周辺地域、それぞれの現況を踏まえて、それぞれの方針を示す。
・3 章で示した各課題に対応する施策について記述する。

- **（指定範囲）法令等に基づく保存管理**

・文化財保護法に基づき管理をする。現状変更等に対する個別の取り扱いは（5）に記載する。

- **（周辺地域）周辺地域の森林環境の保全**

・指定地は分断・小面積化しているため（課題①）、周辺地域についてもそれぞれの現状を踏まえつつ、関係者の協力を得て指定地の森林環境に準ずるような森林が維持回復されるように努める。
・それぞれの所有者が指定地の価値が損なわれないよう、保全的な管理に取り組む。国有林については、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づき適正に管理経営を行う。

- **（森林保全）森林環境の劣化に対する保全策の検討**

・指定地においては、エゾシカ等による特定樹種の枯死、風倒被害、更新立地の消失といったことにより、森林環境の劣化が懸念されている。今後それらの影響がどのように表出するかを定期的にモニタリングし、価値が失われるような不可逆的な劣化が懸念されたときには、専門家の協力を得て生態学的な対策を検討する。

● **（森林再生と教育利用等）非自然林地の再生**

・非自然林となっている箇所については、自然林が再生していくことを期待し、今後の推移を定期的にモニタリングし、森林の再生が進まないと懸念されたときには、専門家の協力を得て生態学的な対策を検討する。

保存の課題（森林環境）	**対策となる施策** **（※は必要と認められたときに考えられる対策）**
〔課題①〕分断され小さくなったことによる森林環境の劣化リスク	・指定地の森林の保全 ・指定地周辺も含めた森林の保全
〔課題②〕天然更新の少なさによる森林の持続への懸念	・更新状況の定期的なモニタリング ※地表処理による更新立地の創出
〔課題③〕トドマツの枯死と減少	・生育数・更新状況の定期的なモニタリング ※地表処理による更新立地の創出
〔課題④〕エゾシカの増加による特定樹種や更新への悪影響	・影響量を把握する定期的なモニタリング ・地域におけるエゾシカの動向を把握する指標などの収集・分析 ※影響を受ける個体やエリアの保全策の実施地域における
〔課題⑤〕今後の森林の推移の予測	・森林の変化の定期的なモニタリング ・森林の動態や特性に関する調査研究情報の共有

再生の課題（非森林環境）	**対策となる施策** **（※は必要と認められたときに考えられる対策）**
〔課題①〕人工林・風倒跡地の自然林再生	・森林再生状況の定期的なモニタリング ※風倒木や植栽木の除去 ※自生樹種の植栽
〔課題②〕耕作放棄地の自然林再生	・森林再生状況の定期的なモニタリング ※土質や地形の改善、草本植物の除去 ※自生樹種の植栽

（３）活用の施策

● **（森林保全と教育利用）森林教育への活用**

・広島幼稚園の敷地で取り組まれている森林教育は、指定地の森林環境と生息する動植物を活かしたものであり、対象地の活用として継続的に行われることを支援する。

● **（全域）対象地について周知・理解を深める取り組み、保全・再生への市民参加の支援**

・周辺地域にある北広島レクリエーションの森や、地域の自然史に関する社会教育施設であるエコミュージアムセンターを活用して、周知・理解を深める取り組みをする。

・周辺施設、周辺市町村の協力も得ながら、市外居住者も含めた対象に対して、周知・理解を深める取り組みをする。
・これまでの調査研究や今後のモニタリング調査の成果を広く紹介し、環境教育や郷土学習に活用する。
・森林環境の保全や、非自然林の再生に資するような取り組みを市民団体や企業が行うときに、基本方針を共有し、協働で実施する。

活用の課題	対策となる施策
〔課題①〕認知、理解の少なさ	・周知・理解を深める取り組みの実施 ・周辺施設の協力を得た周知活動の実施 ・学校教育カリキュラムへの組み込み ・保全・再生への市民参加の支援
〔課題②〕立ち入りの難しさ、周辺地域と連動した利用の促進	・北広島レクリエーションの森やエコミュージアムセンターを活用した取り組み

（４）運営・体制の整備

- **北広島市文化財保護審議会（事務局：北広島市教育委員会、現委員：有識者 4 名）において現状の確認・検討をする。**

（５）現状変更等の取り扱いについて

- **特別天然記念物の管理のための現状変更等に対する基本的な取り扱い方針について、ゾーニングごとに記載する。**
- **【基本方針】原則として価値を毀損する可能性のある現状変更は認められない。ただし、保存のための整備、調査研究を目的とする場合はこの限りではない。**
- **【基本方針】「森林保全と教育利用ゾーン」については、指定以前から土地所有者である教育機関によって森林を活用した教育活動が行われ、自然環境もその影響受けた状態となっていることを踏まえ、これまでと同様の活動と環境が維持されるような行為については行うことができる。**
- **【事後の届出の特例】本計画に記載している現状変更等については、改正文化財保護法第 129 条 4 の特例に基づき、事後の届出を以って行うことができる。その場合は、価値への影響が軽微な行為で、実施主体が原則として教育・研究機関、行政機関、土地所有者、管理団体、保全と活用を目的とした地元団体に限る。**
- **事後の届け出に該当する行為**

（全域）

・調査研究や視察を目的とした立ち入り

・生育する植物や動物の生息環境の破損を伴わない調査区の仮設や調査器具の設置

・植物種同定のための植物体の採取（1 種 3 部位程度以内）

・外来植物の繁殖・生育拡大を防ぐための防除

・森林の再生等に活用するための種子の採取

（森林保全と教育利用ゾーン）

・教育活動を目的とした立ち入り

・利用の安全確保のための除伐・枝払い・草刈り

・教育のための補助施設の使用

・教育活動のための火器の使用

・教育活動のための動植物の採取

（森林再生と教育利用等）

・教育活動や森林の再生のための活動を目的とした立ち入り

・利用の安全確保のための除伐・枝払い・草刈り

・森林の再生等のための倒木除去・移動